

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会（第7回）

議事次第

1. 日時： 平成23年5月13日（金曜日）10時～12時
2. 場所： 日本芸術文化振興会 事務棟3階 第1会議室
3. 議題：
 - (1) 文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みについて
 - (2) その他

[配付資料]

1. 文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みの在り方について（素案）
2. 文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会 開催予定
3. 委員名簿

[参考資料]

別冊 芸術文化振興基金資料集

文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について (素案)

1. はじめに

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針、平成23年2月8日閣議決定)において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。」との方針が示された。
- 本調査研究会においては、文化審議会における第3次基本方針の策定に向けた審議を踏まえ、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするために必要な方策について、これまでに6回の会合を開催して調査研究を重ねてきた。
- 特に、本調査研究会では、様々な関係団体や有識者からヒアリングを実施するとともに、民間における取組や諸外国の事例を参考にして、文化芸術活動への助成に係る新たな審査・評価等の仕組みの在り方について検討を行ってきた。
- 本報告書は、これまでの調査研究を踏まえ、平成23年度に試行する新たな審査・評価等の仕組みの在り方について示すとともに、それを踏まえた将来における審査・評価等の仕組みの在り方について考えられる方向性を示すものである。

2. 現在の助成事業の審査・評価等に係る現状と課題

〔現 状〕

(振興会が実施する事業)

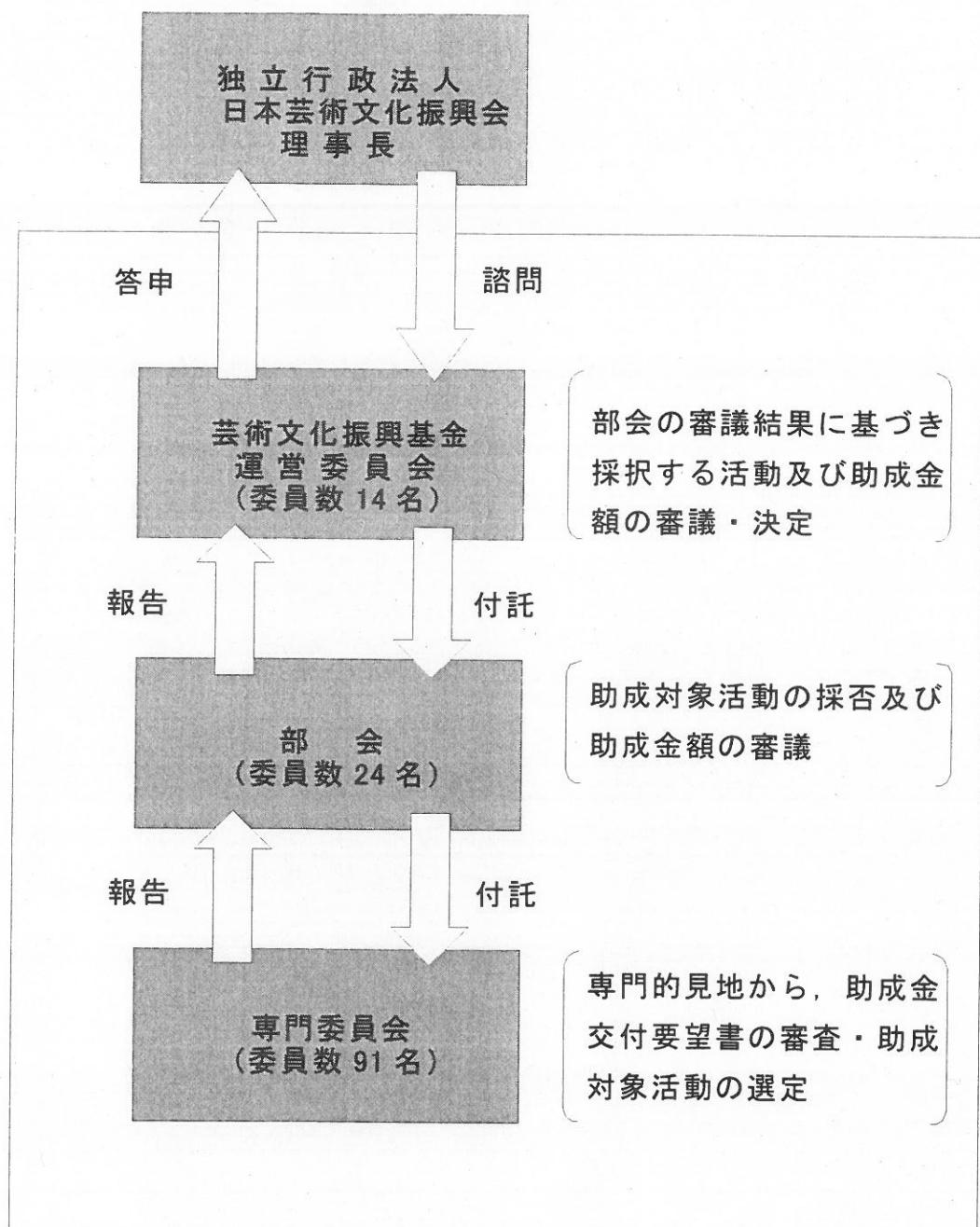
- 現在、振興会においては、文化庁からの補助金を財源とするトップレベルの舞台芸術創造事業¹と芸術文化振興基金の運用益によって行う芸術文化振興基金助成事業という2つの助成事業を行っている。
- トップレベルの舞台芸術創造事業は、舞台芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術性の高い優れた芸術文化活動等を支援するものである。また、芸術文化振興基金助成事業は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動等を継続的かつ安定的に支援するものである。

(審査の仕組み)

- 振興会では、助成金を適正に交付するため、外部有識者から構成される芸術文化振興基金運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置するとともに、各分野の実情及び特性に応じた審査を実施するため、運営委員会のもとに、4の部会及び12の専門委員会を設置している。
- 助成の決定に当たっては、振興会理事長から運営委員会に助成対象活動及び助成金額について諮問され、これを受けて運営委員会において、助成対象活動の募集や助成金交付の基本方針を決定するとともに、部会及び専門委員会に対し順次、調査審議するよう付託される。
- これを受け、はじめに各専門委員会において、専門委員会ごとの審査の方法等を定め、各専門委員が行う書面審査を経て、専門的見地から合議により採択すべき助成対象活動が選定される。
- 次に、部会において、専門委員会における審査結果をもとに、採択すべき助成対象活動及び助成金額について審議が行われ、運営委員会に報告する。
- 運営委員会においては、採択すべき助成対象活動及び助成金額に係る部会での審議結果を基に、助成対象活動及び助成金額を審議・決定し、振興会理事長に答申する。

¹舞台芸術の水準向上の直接的な牽引力となることが期待される芸術性の高い優れた芸術文化活動等の支援は平成23年度より、「トップレベルの舞台芸術創造事業」として実施され、これまで実施してきた「芸術創造活動特別推進事業」については、平成22年度限りの事業となっている。

(参考) 現在の振興会における審査の仕組み



〔課題〕

- このような現在の審査の在り方については、以下に掲げるような様々な課題が指摘されている。
 - ・ 審査委員は外部有識者に委嘱し、公平性を担保するため3年程度で交代することとしているが、審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されにくい。
 - ・ 審査委員の目に触れることが少ない若い団体や地域の団体が不利になる可能性がある。
 - ・ 募集時に審査基準が明らかにされておらず、審査委員がどのような基準で審査をしているのか不明瞭である。
 - ・ 助成金額の決定については、専門委員会においては審査されず、運営委員会において決定されている。専門委員会において出された経費や積算等に関する意見が、運営委員会において助成金額が決定されるまでの間、どのように反映されているのかわかりにくい。
 - ・ 多数の要望書を限られた期間で審査²するために審査委員相互の十分な意見交換が行われていない。
 - ・ 審査結果については、現在、採択結果を公表しているが、不採択理由については公表していないことから、不採択となった応募団体にとっては、改善すべき点が明確ではなく、次回以降の応募に当たって参考とすることが困難な状況にある。
 - ・ 事後評価については、現在、専門委員会の委員及び振興会基金部の事務職員（以下「基金部事務職員」という。）により公演調査を実施するとともに、助成対象団体に対し、公演終了後に実績報告書及び自己評価書の提出を求めている。しかし、助成件数に対して公演調査の実施率は低く³、また東京に比べて地方の公演調査が少ない状況にある。
- また、事後評価に関する評価手法や評価基準が定型化されておらず、助成効果についても詳細な分析や評価が十分になされていない。

² 平成22年度の応募件数は1,629件（芸術創造活動特別推進事業及び芸術文化振興基金助成金）である。これらの応募については、各専門委員による約1ヶ月間の事前の書面審査を経て、音楽、舞踊、演劇第一、演劇第二及び伝統芸能・大衆芸能の各専門委員会において1日から2日かけて合議による審査を行った。

³ 平成21年度の調査実績は、助成金の交付件数が1,190件であったのに対し、公演調査等の件数は342件である（芸術創造活動特別推進事業及び芸術文化振興基金助成金）。

- 公演調査に係る調査報告書や、文化芸術団体等から提出された実績報告書等の内容も次年度の審査に十分活用されていない。
- さらに、助成対象分野の動向や、文化芸術団体等に関する公演実績、受賞歴、財務状況等の基本的なデータの蓄積や分析も不十分である。

3. 新たな審査・評価等の仕組みの在り方について

- 第3次基本方針を踏まえ、文化芸術活動への助成に係る計画、実行、検証、改善サイクル(以下「PDCA サイクル」という。)を確立するため、振興会における事前審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化する必要がある。
- このため、文化芸術分野ごとの現状を把握し、文化芸術活動への助成に係る審査・評価を実施するに当たり、専門的な情報提供等を行う「プログラムオフィサー(以下「PO」という。)」と文化芸術分野への助成に関し PO を統括する「プログラムディレクター(以下「PD」という。)」を配置し、新たな審査・評価等の仕組みを導入することが求められる。また、PD 及び PO の業務を円滑に遂行するため、PD 及び PO をサポートし、文化芸術分野の現状を把握する調査員を活用することとする。
- こうしたことから、文化庁から交付される補助金により振興会が実施するトップレベルの舞台芸術創造事業のうち、平成23年度において音楽及び舞踊の2分野において新たな審査・評価等の仕組みを試行するに当たり、以下の「(1) 平成23年度における審査・評価等の仕組みについて」に示す方法で実施することを提言する。
- また、上記「2. 現在の助成事業の審査・評価等に係る現状と課題」に示した現状と課題や平成23年度トップレベルの舞台芸術創造事業における試行的導入の実績と検証結果を踏まえ、その後の文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の仕組みを構築することが求められる。

(1) 平成23年度における審査・評価等の仕組みについて

- PDCAサイクルを確立するためには、PD 及び PO の専門性を生かし、平成23年度においては以下に示す方法により、的確な情報に基づく事前審査、審査結果における採択理由及び助成により期待される効果の公表並びに不採択理由の通知、事後評価の実施及び事後評価を踏まえた次回の助成の基本方針の作成等が着実に実践されることが求められる。

《PD 及び PO を活用した審査・評価等の方法》

①助成金交付の基本方針の作成

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針等、国の政策や文化芸術に関する動向を踏まえた効果的な助成が行われるようにするため、助成金交付の基本方針については、PD 及び PO が、基金部事務職員と協力して、原案を作成し、運営委員会において決定することとする。

②事前審査

- 事前審査は、従来の審査の仕組みを活用しつつ、PD 及び PO の専門性を生かして実施することとする。

(i) 審査基準の作成

- 公平性及び公正性が更に確保された審査が実施されるよう、PD 及び PO が、その専門性を生かし、基金部事務職員と協力して、各分野の状況を踏まえた審査基準の原案を作成し、専門委員会における検討を経た上で運営委員会において決定することとする。また、PO は専門委員会の審議における指摘等を整理し、運営委員会に的確に報告することとする。

また、透明性の高い審査が行われるよう、審査基準については、助成に係る募集を行う際に併せて公表することとする。

(ii) 専門委員会

- 現在、専門委員会においては、予め専門委員会の委員が、各自で書面審査を行った上で、合議による審査を実施している。
- 専門委員会における審査においては、PD 及び PO が助成対象活動全般（要望額を含む。）にわたり助言等を行い、審議を行うこととする。
- 特に、専門委員会の合議による審査においては、PO は、専門委員会の審議における指摘等を整理することとする。

(iii) 部会

- 部会においては、専門委員会における指摘事項、その他 PD 及び PO からの助言等を踏まえ、助成対象活動の審議や、助成金額の審議、分野間の調整等を行う。また、PO においては、部会の審議における指摘等を整理することとする。

(iv) 運営委員会

- 運営委員会においては、部会や専門委員会における指摘事項、その他 PD 及び PO からの助言等を踏まえ、助成対象活動及び助成金額について審議及び決定し、振興会理事長に答申することとする。これを受け、理事長が助成対象活動や助成金額を最終的に決定する。

③ 審査結果の公表等

- 採択の理由や助成により期待される効果については、専門委員会等における意見を PD 及び PO がとりまとめ、運営委員会において決定することとする。
- 審査の透明性を確保するとともに、文化芸術団体が目的意識を持ち、それぞれの活動を更に発展させることができるよう、助成対象活動ごとの採択の理由や助成により期待される効果を公表することが必要であり、その方策を検討する。
- 不採択となった理由については、専門委員会等における意見を PD 及び PO がとりまとめ、運営委員会において決定することとする。
- また、不採択となった助成対象活動を応募した団体が、今後の活動を行うに当たり、事業の改善や見直しを行うための参考となるよう、原則として、当該団体に対し、当該不採択理由を伝えることが必要であり、その方策を検討する。

④ 事後評価

(i) 評価基準の作成

- 助成対象活動に係る事後評価を行うに当たっては、公平性、公正性及び透明性を確保する必要があることから、評価基準を早期に作成することとする。
- 評価基準の作成に当たっては、PD 及び PO が、基金部事務職員と協力して、原案を作成した上で、専門委員会における審議を踏まえ、運営委員会において評価基準を決定し、公表することとする。

(ii) 事後評価の方法

- PD 及び PO は、基金部事務職員とも協力し、助成対象となった公演に赴き、現地調査を行うとともに、助成対象団体との意見交換等を実施し、助成対象活動の進捗状況を把握するとともに、必要な情報の収集に努める。

- また、現地調査については、PD 及び PO だけではすべての公演を調査することは困難であることから、調査を行う際には必要に応じて PO の下に調査員を配置し、調査員も活用してなるべく多くの公演に赴き、助成対象活動の進捗状況の把握等に努めることとする。
- 事後評価結果については、こうした日頃から聴取した情報、助成対象団体から提出された報告書等を基に、PD 及び PO が、基金部事務職員と協力して、評価基準に基づき、原案を作成し、専門委員会における検討を経た上で、運営委員会において決定する。
- これらの委員会において、PD 及び PO は事後評価結果案について説明する。また、PO は専門委員会の審議における指摘等を整理し、運営委員会に的確に報告することとする。
- 事後評価の実施に当たっては、助成対象活動が要望書に記載された事業計画どおりに実施されたか、助成対象活動の分野においてどの程度の波及効果を及ぼしたかといった観点を含め、総合的に評価することが求められる。
- 事後評価結果については、助成対象団体の今後の活動に資するよう、助成対象団体に伝えるとともに、公表することが必要であり、その方策を検討する。

(iii) 事後評価結果の活用

- 事後評価結果については、次回の助成対象活動の審査を行う場合に、要望書と合わせて専門委員会に提出する。各委員会の委員においては、事後評価結果を踏まえ、振興会が実施する事業の趣旨に照らし、引き続き当該活動に対し助成することが当該活動の分野において有効であるか否かといった長期的な観点から審査を行うことが重要である。
- また、事後評価結果を分析して、助成の基本方針や審査基準の見直し又は振興会が実施する事業自体の改善等に生かしていく必要がある。

⑤ 調査研究の充実

- 助成対象分野や団体の実情を踏まえた審査の実施や、助成対象活動の事後評価の実施、助成事業の改善・見直しを十分に行うため、助成対象分野や関係する文化芸術団体等に関する調査研究を充実させが必要である。

- 基金部事務職員は、PD 及び PO と協力し、文化芸術団体に関する実績、受賞歴及び財務状況、助成対象分野に関する我が国及び諸外国の動向について情報を収集及び分析するとともに、助成対象団体から意見交換等を通じて「見る側・聴く側」のニーズの把握に努める。こうした情報を蓄積し、データベース化を進める。これらのデータを活用し、助成対象活動の事前審査及び事後評価を実施するとともに、振興会が実施する事業について不斷に必要な改善を図ることとする。

(2) 平成23年度における PD 及び PO の機能及び役割

- 「(1) 平成23年度における審査・評価等の仕組みについて」に示した審査及び評価等を実践するためには、PD 及び PO が十分にその機能や役割を果たすことが求められる。
- PD 及び PO に期待される主な機能は、それぞれの専門性を生かすことにより、審査及び評価の更なる公平性、公正性及び各分野への助成についての戦略性を確保することである。
- また、PD 及び PO がその機能を十分に果たすためには、トップレベルの舞台芸術創造事業の目的を理解し、関係者との信頼関係を構築することが重要である。このため、PD 及び PO においては、各委員会の委員や基金部事務職員、文化芸術団体等と密に連携を図り、様々な情報交換、意見調整を行いながら、担当する分野についての大所高所からの視点を持ち、戦略的、機動的に業務を遂行することが求められる。
- PD 及び PO の具体的な役割として、以下のようなものが挙げられる。

PD の具体的役割

[募集]

- 助成金交付の基本方針案の作成の統括
- [事前審査]
- 審査基準案の作成の統括
 - 各委員会における助言及び情報提供（各分野の動向や応募団体に係る情報、要望額の妥当性等）

[事後評価]

- 評価基準案の作成の統括
- 助成対象活動の現地調査
- 助成対象団体との意見交換

- 事後評価案の作成の統括
 - 運営委員会及び専門委員会における事後評価結果案についての説明
[調査研究等]
 - 担当分野の調査研究
 - 助成対象団体の調査(助成対象団体に関する実績、受賞歴、財務状況等のデータの収集・分析等)及び助成対象団体への助言
 - 助成成果の分析・普及の統括
 - 事業の改善についての提言
- [その他]
- 担当分野のPO間の調整
 - 担当分野のPOの評価

POの具体的役割

[募集]

- 助成金交付の基本方針案の作成

[事前審査]

- 審査基準案の作成
- 各委員会における助言及び情報提供(各分野の動向や応募団体に係る情報、要望額の妥当性等)
- 採択理由及び期待される効果の整理
- 不採択理由の整理

[事後評価]

- 評価基準案の作成
- 助成対象活動の現地調査
- 助成対象団体との意見交換
- 事後評価案の作成
- 運営委員会及び専門委員会における事後評価結果案についての説明

[調査研究等]

- 担当分野の調査研究
- 助成対象団体の調査(助成対象団体に関する実績、受賞歴、財務状況等のデータの収集・分析等)及び助成対象団体への助言
- 助成成果の分析・普及
- 事業の改善についての提言

- PD 及び PO は、事前審査及び事後評価の公平性及び公正性を担保する観点から、事前審査や事後評価に関する決定権を持たないこととする。
- PD 及び PO が上記の機能及び役割を十分に果たすためには、その職務内容を明確にする必要がある。

(3) 将来における審査・評価等の仕組みの在り方について

- 将来における審査・評価等の仕組みの在り方については、平成23年度トップレベルの舞台芸術創造事業における試行的導入の成果と課題を整理した上で、対象分野を拡大するとともに、芸術文化振興基金助成事業等も対象とした制度設計を検討する必要がある。
- 優れた PD 及び PO を確保及び養成していくためには、文化芸術分野におけるキャリアパスとして位置づけられるように努めていくことが必要である。また、PD 及び PO としての機能及び役割を果たしうる身分や処遇を確保する必要がある。特に、身分について、将来的には非常勤ではなく、常勤職員として配置することが望まれる。
- また、将来における審査及び評価等の在り方を検討するに当たっては、PD 及び PO の配置の検証とともに、運営委員会、部会及び専門委員会の機能の見直しを検討する必要がある。
- このほか、地域の文化芸術活動については、地域の実情を踏まえた助成を行うための仕組みの在り方を検討することも考えられる。

平成23年度における審査・評価等のスケジュールとPD及びPOの業務

平成23年

7月

8月

9月

《PD及びPOの業務》

PD及びPOを公募

PD及びPOの選考

- 助成金交付の基本方針案
- 審査基準案の作成

9月上旬

○専門委員会の開催

- 募集案内案
- 助成金交付の基本方針案
- 審査基準案について審議

- 助成金交付の基本方針案
- 審査基準案についての説明

○運営委員会の開催

- 募集案内案
- 助成金交付の基本方針案
- 審査基準案について審議・決定

9月下旬

募集開始

11月中旬

募集締め切り

1月上旬
～2月中旬

○専門委員会の委員による事前の書面審査

1月下旬

○運営委員会の開催

- 応募状況の報告
- 助成金の分野別配分について審議・決定

2月上旬
～3月上旬

○専門委員会の開催

- 事前の書面審査結果を基に合議により
- 助成対象活動
- 助成金額
- 事後評価基準案について審議

応募内容について整理・分析

専門委員会の委員の求めに応じ、必要な情報提供

事後評価基準案の作成

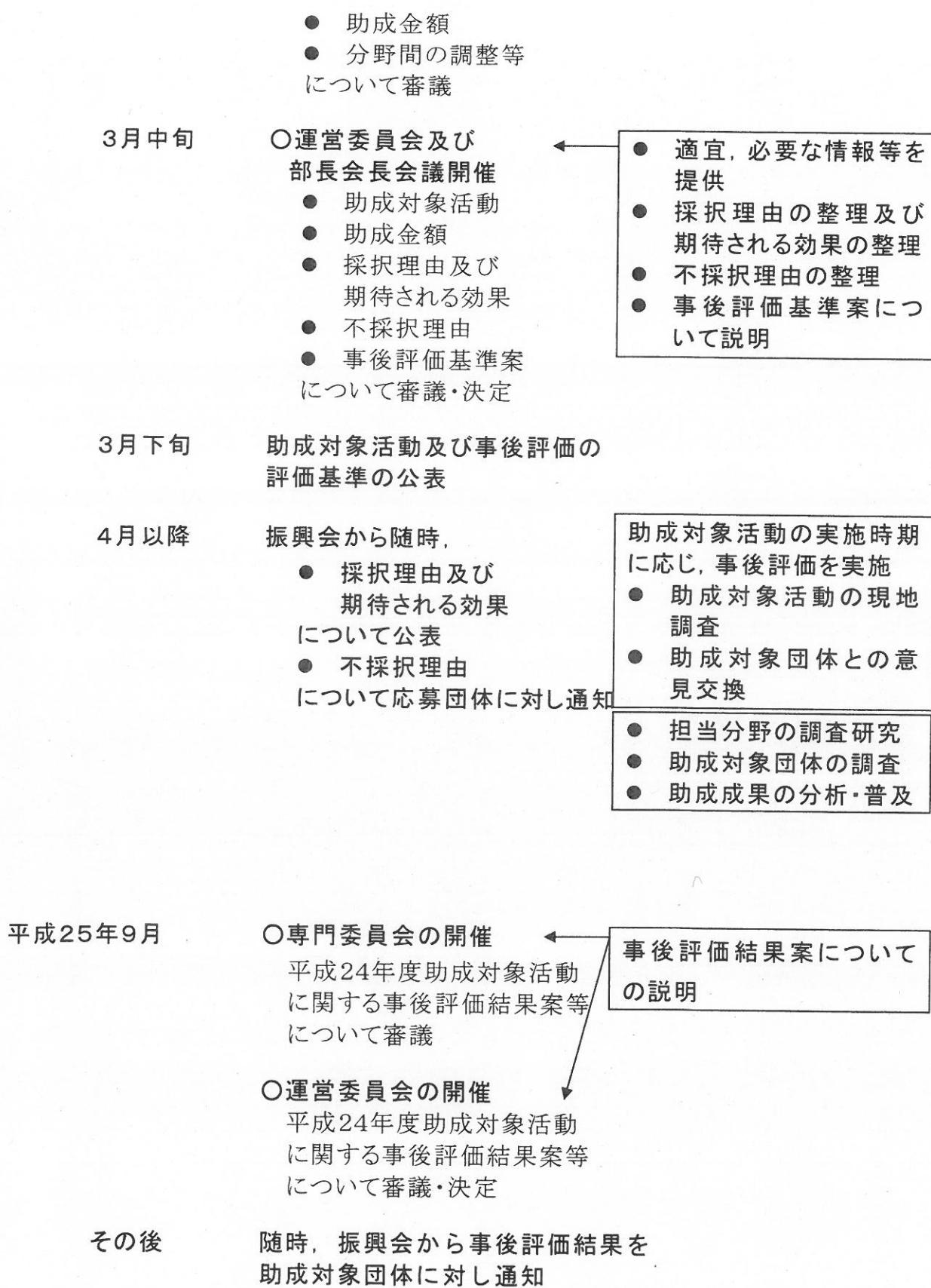
- 適宜、必要な情報等を提供
- 専門委員会における指摘等を整理
- 事後評価基準案について説明

2月下旬
～3月上旬

○部会の開催

- 助成対象活動

- 適宜、必要な情報等を提供
- 部会における指摘等を整理



文化芸術活動への助成に係る審査・評価

に関する調査研究会 開催予定

第8回 <振興会事務棟3F 第1会議室>

日時：6月10日（金） 10:00～12:00

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に
関する調査研究会 委員名簿

- ・荻原 康子 (公社) 企業メセナ協議会事務局次長
 - ・片山 正夫 (公財) セゾン文化財団常務理事
 - ・河島 伸子 同志社大学教授
 - ・高萩 宏 東京芸術劇場副館長
 - ・根木 昭 昭和音楽大学教授
 - ・福島 明夫 (社) 日本劇団協議会専務理事
 - ・古井戸 秀夫 東京大学教授
 - ・松原 千代繁 (財) アフィニス文化財団評議員・専門委員
 - ・山野 博大 舞踊評論家
- (文化庁)
- ・山崎 秀保 文化部芸術文化課長
- (独立行政法人日本芸術文化振興会)
- ・最所 親志 基金部長

(敬称略)